

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 実施の目的  
豚熱の発生の予防
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日  
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日
- 五 注射の方法  
皮下又は筋肉内注射
- 六 その他  
実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。